

システムリプレースに併せた制度改善等に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

平成 25 年 10 月 31 日
株式会社 証券保管振替機構

1. 改正趣旨

平成 26 年 1 月 6 日の実施を予定している当機構のシステムリプレースに併せ、外国株券等機構加入者等の利便性向上を図るための制度改善、貸株取引における決済リスク削減に係るシステム対応及び国際標準化の推進を目的とした次世代国際標準メッセージフォーマットである ISO20022 の導入に係るシステム対応等を実施することに伴い、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」（以下「規則」という。）及び「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則」（以下「細則」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正概要

	(備考)
(1) 外株実質株主通知日程案内の配信 新たに、外株実質株主通知日程案内の配信を開始することに伴い、所要の規定を整備する。	規則 第 76 条、細則 別表 1
(2) 現地預託交付請求の取消の STP 化 機構が現地預託交付請求を受け付けた後であっても、外国株券等機構加入者が当該請求の取消を統合 Web 端末から行うことを可能とすることに伴い、所要の規定を整備する。	細則 別表 1
(3) 前日振替請求等の入力時限の延長 外国株券等機構加入者による前日振替請求等について、統合 Web 端末からの入力時限を現在の午後 4 時から午後 8 時に延長する。	細則 別表 1
(4) 貸株取引における決済リスク削減対応 貸株取引における決済リスク削減に係る対応として、株式会社ほふりクリアリングが実施する貸株 DVP 決済に関する所要の規定を整備する。	規則 別表、細則 第 19 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 28 条、別表 1、別表 3、

(5) ISO20022 の導入に伴う対応

機構が、外国株券等機構加入者に対してファイル伝送により配信している夜間バッチ結果情報（夜間バッチ処理前後の残高、処理明細情報）及び機構が、外国株券等機構加入者からファイル伝送で集信している前日振替請求等について、ISO20022 に対応することに伴い、所要の規定を整備する。

別表 4

細則 別表 1

(6) その他

その他所要の規定の整備を行う。

規則 第 78 条、細則 第 30 条、第 31 条、別表 1、別表 3

3. 施行日

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

以 上